



WAKAMATSU  
OFFICE

# 若松税理士事務所通信

令和 5年10月号 No.125

## <ごあいさつ>

暑さも和らぎ、涼しい日が続いております。  
朝晩肌寒くなってきますので、季節の変わり目のこの時期、風邪等引かれませぬよう、お体ご自愛下さい。

## <年末調整について>

11月に入ると税務署から『年末調整に関する書類』が送付されるかと思えます。年末調整をスムーズに行うためには、役員・スタッフ様に下記の3つの申告書を漏れなく正しくご記載いただく必要があります。

- ①『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』
- ②『給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除及び所得金額調整控除申告書』
- ③『給与所得者の保険料控除申告書』

なお、年末調整には以下の書類が必要です

- ④住宅借入金等特別控除申告書
- ⑤生命保険料控除証明書
- ⑥地震保険料控除証明書
- ⑦国民年金保険料又は国民年金基金の控除証明書
- ⑧小規模企業共済掛金等払込証明書(小規模・iDeCo)
- ⑨前職分の源泉徴収票(本年の途中で採用の方のみ)
- ⑩住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※①②…個人番号（マイナンバー）等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、マイナンバーの記載を不要とすることが可能になります。そのため、**本人確認（番号確認＋身元確認）**を行う必要があります。

※④⑩…住宅ローン控除の対象者のみ（2年目以降、1年目は確定申告が必要）

## <インボイス制度及び電子帳簿保存法について>

当事務所の方針についてご案内致します。

### 【原則】

以下に該当する場合には、消費税は計上できません。

- ・請求書や領収書（レシート）等を紛失した場合
- ・クレジット利用明細書のみの場合
- ・領収書発行不可（出金伝票を作成）の場合

### 【例外】

一回の取引が税込1万円未満の少額の場合には、消費税は計上できます（少額特例）。

※少額特例は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間限定で、基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が利用できます。

また、電子帳簿保存法が令和6年1月1日以後より義務化されます。新規制度の実施の場合、税務調査でどこまで否認されるかが予測できないため、改めて請求書・領収書等の帳簿保存の徹底をお願い致します。※クレジット利用明細書のみで、内容が確認できない場合には、経費処理をすることができかねます。

なお、領収書（レシート）の添付があった場合につきましても、同様の処理となります。

ご不明な点等ございましたらお問い合わせ下さい。

## <10月・11月の税金・労務関係>

- ① 8月決算の確定申告・2月決算の中間申告
- ② 個人市県民税の納付（第3期分）・・・10月末日
- ③ 所得税の予定納税額の納付・・・11月末日
- ④ 個人事業税の納付・・・11月末日
- ⑤ 労働保険料（延納第2期分）・・・10月末日

## <若松家の出来事>

現在、長男（小5）、次男（小4）、長女（小1）、三男（年少）の父親として育児に奮闘しております。

先日、長女が7歳になりました。最近、ちいかわが一番のお気に入りです。そのため、今年はじじばから、『ちいかわといっしょ』を頂きました。また、毎年恒例の栗拾いは、大雨による不作のため中止になりましたので、来年の楽しみにします。今後も、諸先輩方には、子育て等色々ご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、  
電話・メール・FAXにて  
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所  
下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

